2026 年 11 月 24 日

お客さま各位

足利小山信用金庫

【住宅ローン・消費者ローン】変動金利扱商品の基準金利見直しについて

当金庫では、2026 年 11 月 19 日発表の「短期プライムレートの引き上げ」に伴い、住宅ローンおよび消費者ローンを現在お借り入れの方について、2027 年 4 月 1 日を基準日として、対象となるローンの基準金利を見直しいたします。見直し後の融資利率、返済予定明細等については、おって「お知らせ」により郵送にてご案内いたしますので、何卒ご了承のうえ今後ともご利用のほど宜しくお願い申しあげます。

記

１．内　容（共通）

（１）ご返済について

金利の種類	金利見直し基準日	新利率の適用開始日	「お知らせ」発送時期
変動金利 （年 2 回型）	2027 年 4 月 1 日	2027 年 6 月の返済日の翌日 （2027 年 7 月約定返済分より反映）	来年 5 月頃

（２）対象となる商品

①　住宅ローン（変動金利扱）

②　消費者ローン

カーライフプラン、教育プラン、新教育カードローン、無担保住宅ローン、職域サポートローン、住宅サポートローン、住宅サポートローンワイド、リフォームプラン、個人ローン、子育て応援プラン、シニアライフローン、SDGｓローン（車、リフォーム）、リフォームローン（さかにし、しもつけ、いしばし、のぎ）

２．住宅（有担保）ローンについて

（１）5 年ルール、125％ルール適用について

変動金利かつ元利均等返済で借入中のお客様（元金均等返済の場合は適用ありません）

①　5 年ルール

返済額は 5 年ごとに見直し。金利が変更になっても、次回の見直しまで返済額は変わりませんが、元金と利息の内訳は変わります。（引上げの場合、利息が増えることになります）

② 125％ルール

返済額は５年ごとに見直し。金利上昇により、返済額が大きくなる場合でも新返済額は前回までの返済額の 125％を超えることはありません。

（２）未払利息について

借入利率が急上昇して利息分だけで返済額を超えてしまった場合、超過分は未払利息となり翌月以降に繰り延べるとなるケースがあります。

３．消費者ローン（目的別ローン）

（１）元利均等方式返済の場合は、借入利率見直しの都度返済額が変更となり、新返済額は新借入利率、残存元金、残存期間に基いて算出します。なお、上記５年ルール、125％ルールは適用になりません。

（２）元金均等方式返済の場合は、借入利率の見直しが行われても元金返済額は、当初契約に定めた返済額となります。

４．その他

詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

以　上

地元とともに Face to Face
足利小山信用金庫
https://www.ashikagaoyamashinkin.co.jp